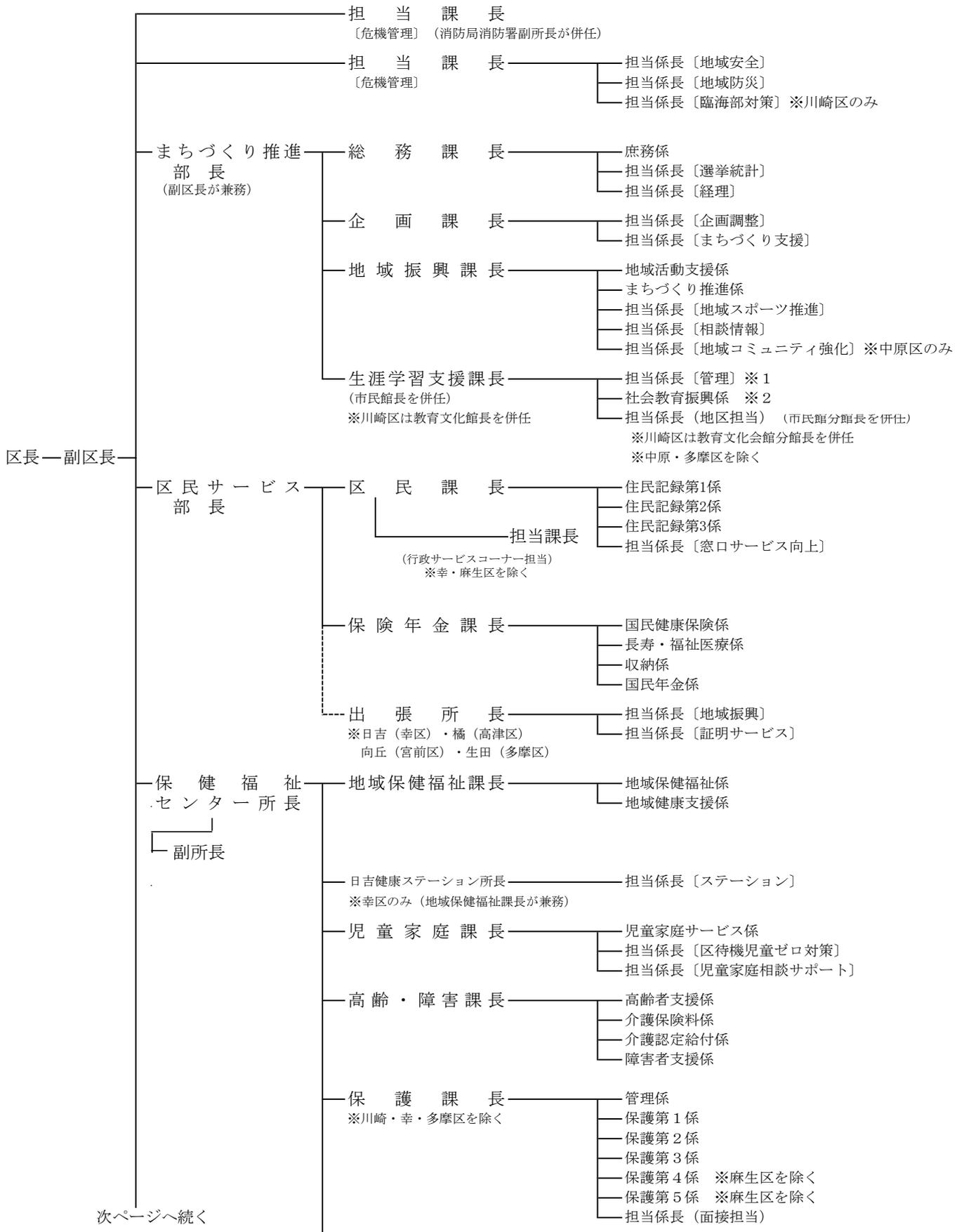


区役所機構

(1) 区役所組織図

平成27年4月1日現在



区 役 所

川崎・幸・中原・高津・宮前・多摩・麻生

副 区 長

危機管理担当

- (1) 区の危機管理に係る計画、調整、訓練及び意識の啓発
- (2) 交通安全対策
- (3) 防犯対策
- (4) 路上喫煙防止対策

まちづくり推進部

総 務 課

庶務係

- (1) 区役所の人事、予算及び決算
- (2) 区役所内の連絡調整及び事務改善
- (3) 庁舎の維持管理
- (4) 統計調査
- (5) 区役所地区健康福祉ステーション及び区役所支所との連絡調整（川崎区役所に限る。）
- (6) 区役所出張所との連絡調整（川崎区役所、中原区役所及び麻生区役所を除く。）
- (7) 区選挙管理委員会
- (8) 区役所業務の案内等
- (9) 市政資料コーナー
- (10) 大山街道ふるさと館（高津区役所に限る。）
- (11) 現金及び有価証券の出納保管
- (12) 収入及び支出証拠書類の整理及び保管
- (13) 物品の出納保管
- (14) 決算資料
- (15) 小切手の振出し
- (16) 区役所内他の課の主管に属しないこと

企 画 課

- (1) 区政に関する調査及び企画立案
- (2) 区民会議
- (3) 区に関連する事務事業の調整
- (4) 広報及び広聴
- (5) 区内の事業所等との連絡調整
- (6) 市政に関する陳情、要望等の受付及び処理

地域振興課

地域活動支援係、まちづくり推進係

- (1) 区のまちづくり推進
- (2) 地域住民組織の振興
- (3) 青少年の健全育成
- (4) 市民活動の推進
- (5) 区民の相談
- (6) 公共施設利用予約システムの利用者登録
- (7) 自衛官及び自衛官候補生の募集
- (8) スポーツの推進
- (9) スポーツ推進委員
- (10) とどろきアリーナ（中原区役所に限る。）
- (11) 体育館（川崎区役所に限る。）
- (12) スポーツセンター（川崎区役所及び中原区役所を除く。）
- (13) 武道館（幸区役所に限る。）
- (14) 東海道かわさき宿交流館（川崎区役所に限る。）

生涯学習支援課

社会教育振興係

- (1) 生涯学習と市民活動との連携
- (2) 教育文化会館及び教育文化会館分館の管理運営（川崎区役所に限る。）
- (3) 市民館の管理運営（川崎区役所を除く。）
- (4) 市民館分館の管理運営（川崎区役所、中原区役所及び多摩区役所を除く。）
- (5) 図書館の施設及び設備の維持管理（川崎区役所、中原区役所及び高津区役所を除く。）
- (6) 図書館分館の施設及び設備の維持管理（川崎区役所、幸区役所及び高津区役所に限る。）
- (7) 有馬・野川生涯学習支援施設（宮前区役所に限る。）

区民サービス部

区 民 課

住民記録第1係、住民記録第2係、住民記録第3係

- (1) 課の市税外収入
- (2) 戸籍
- (3) 住民基本台帳
- (4) 住民実態調査
- (5) 中長期在留者に係る住居地の届出
- (6) 特別永住
- (7) 電子署名に係る公的個人認証
- (8) 印鑑
- (9) 利用者識別カード
- (10) 自動車の臨時運行許可
- (11) 児童手当及び子ども手当
- (12) 災害遺児等福祉手当
- (13) 国民健康保険及び国民年金被保険者の資格得喪及び異動
- (14) 後期高齢者医療被保険者の異動
- (15) 介護保険被保険者の異動
- (16) 埋葬、火葬及び改葬の許可
- (17) 市民葬儀葬祭券の交付
- (18) 町界、町名の改正及び地番整理に係る証明
- (19) 住居表示の証明
- (20) 児童及び生徒の就学事務
- (21) 行政サービスコーナー(幸区役所及び麻生区役所を除く。)

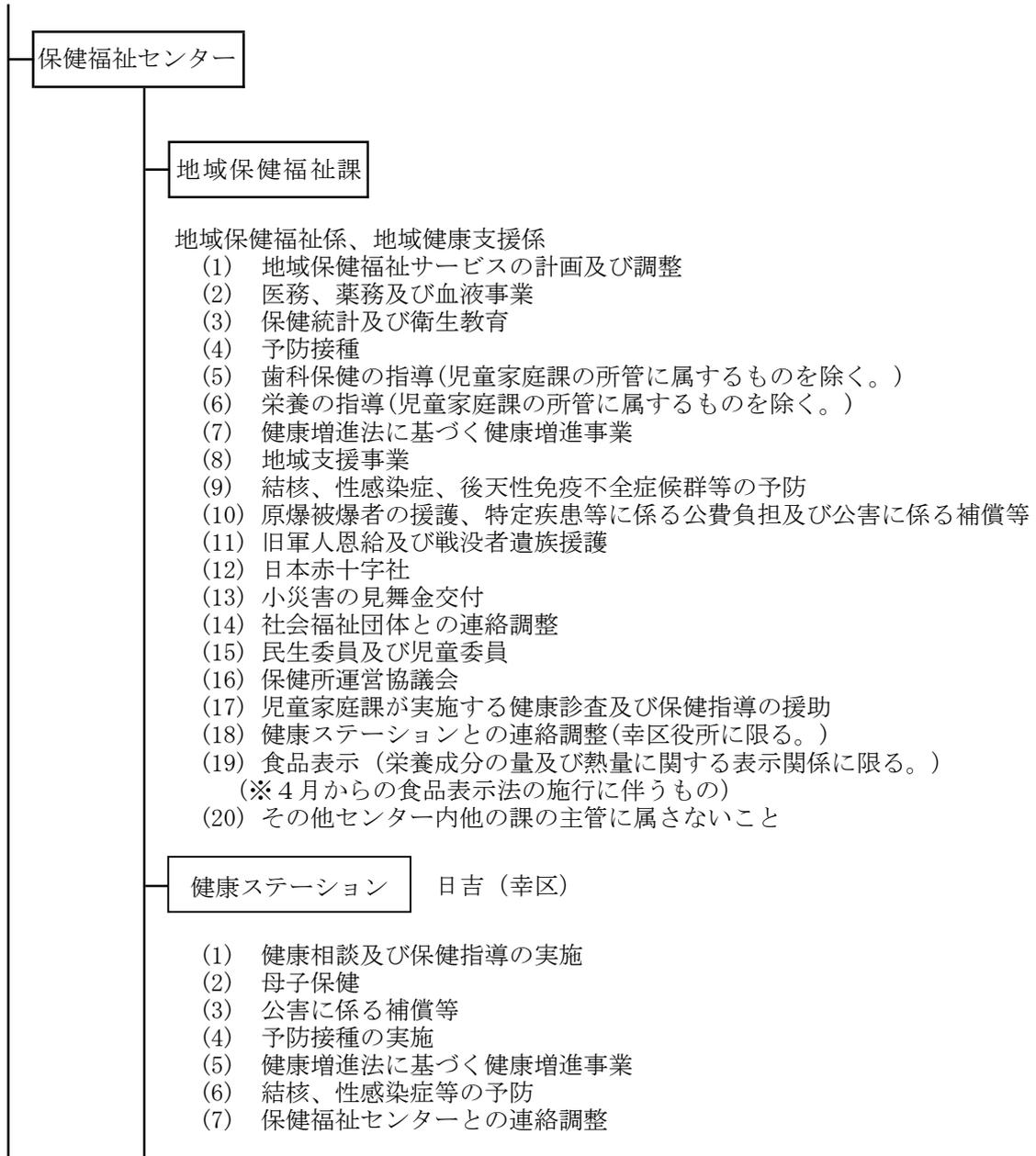
保 険 年 金 課

国民健康保険係、長寿・福祉医療係、収納係、国民年金係

- (1) 重度障害者医療費助成
- (2) 小児医療費助成
- (3) ひとり親家庭等医療費助成
- (4) 国民健康保険及び国民年金(住民異動等に伴う各種届書に係る受付及び証明を除く。)
- (5) 後期高齢者医療(被保険者の異動に関するものを除く。)

区 役 所 出 張 所 〔課相当〕 日吉(幸区)・橘(高津区)
向丘(宮前区)・生田(多摩区)

- (1) 出張所の市税外収入
- (2) 庁舎の維持管理
- (3) 統計調査
- (4) 広報及び広聴並びに地域住民組織の振興
- (5) 戸籍及び除かれた戸籍に係る証明書の交付
- (6) 住民票の写し及び住民票記載事項証明書の交付
- (7) 戸籍の附票の写し及び戸籍の附票に記録をした事項に関する証明書の交付
- (8) 印鑑登録証明書の交付
- (9) 市民葬儀葬祭券の交付
- (10) 町界、町名の改正及び地番整理に係る証明
- (11) 住居表示の証明



児童家庭課

児童家庭サービス係

- (1) 母子保健
- (2) 乳幼児及び乳幼児等に関わる成人の歯科保健
- (3) 乳幼児の栄養指導
- (4) アレルギー相談
- (5) 精神保健福祉（障害児に関するものに限る。）
- (6) 児童の相談及び通告
- (7) 児童及び家庭についての調査、指導及び支援
- (8) 児童の相談に係る関係機関との連携
- (9) 児童福祉法に基づく利用の調整等
- (10) 前6号から第9号までに掲げるもののほか、児童福祉の実施（高齢・障害課及び児童相談所の所管に属するものを除く。）
- (11) 子ども・子育て支援法に基づく支給認定等
（※27年4月からの子ども・子育て支援新制度の本格実施によるもの）
- (12) 母子福祉及び寡婦福祉の実施
- (13) 家庭児童相談室の運営
- (14) 女性保護相談
- (15) 福祉措置による川崎市乗合自動車特別乗車証の交付（児童及び家庭に関するものに限る。）
- (16) 福祉統計（児童及び家庭に関するものに限る。）
- (17) 地区健康福祉ステーションとの連絡調整（児童及び家庭に関するものに限る。）（川崎区役所に限る。）

高齢・障害課

高齢者支援係、介護保険料係、介護認定給付係、障害者支援係

- (1) 老人福祉の実施
- (2) 老人援護
- (3) 介護保険
- (4) 身体障害者福祉の実施
- (5) 知的障害者福祉の実施
- (6) 精神保健福祉（児童家庭課の所管に属するものを除く。）
- (7) 障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費並びに障害児相談支援給付費の支給の決定
- (8) 各種給付券の交付（高齢者及び障害者に関するものに限る。）
- (9) 福祉統計（高齢者及び障害者に関するものに限る。）
- (10) 地区健康福祉ステーションとの連絡調整（高齢者及び障害者に関するものに限る。）（川崎区役所に限る。）

保護課（川崎区役所、幸区役所及び多摩区役所を除く。）

管理係、保護第1係、保護第2係、保護第3係、
保護第4係（麻生区役所を除く。）、保護第5係（麻生区役所を除く。）

保護第1課（川崎区役所、幸区役所及び多摩区役所に限る。）

管理係、保護第1係、保護第2係、保護第3係（川崎区役所に限る。）
保護第4係（川崎区役所に限る。）

- (1) 生活保護の実施
- (2) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱い
- (3) 要保護者の更生指導
- (4) 公的扶助費の給付
- (5) 各種給付券の交付（生活保護に関するものに限る。）
- (6) 福祉統計（生活保護に関するものに限る。）
- (7) 法外援護の実施

保護第2課 (川崎区役所、幸区役所及び多摩区役所に限る。)

保護第1係、保護第2係、保護第3係、保護第4係、
保護第5係 (川崎区役所に限る。)

- (1) 生活保護の実施
- (2) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱い
- (3) 要保護者の更生指導

衛生課

環境衛生係、食品衛生係、感染症対策係

- (1) 環境衛生の普及啓発並びに営業に係る許可及び監視指導
- (2) 感染症 (結核、性感染症及び後天性免疫不全症候群を除く。) の予防
- (3) ねずみ族、衛生害虫等の駆除の指導
- (4) 健康リビングの推進
- (5) 専用水道、簡易専用水道、小規模水道等の管理指導、検査等
- (6) 狂犬病予防並びに動物の愛護及び管理
- (7) 食品衛生の普及啓発並びに営業に係る許可及び監視指導
- (8) 食品表示 (地域保健福祉課の所管に属するものを除く。)
- (※ 4月からの食品表示法の施行に伴うもの)
- (9) 食鳥処理の事業の監視指導

こども支援室

- (1) 地域の子どもに関する総合的支援
- (2) 市立保育所の管理運営
- (3) こども文化センター
- (4) ふれあい館 (川崎区役所に限る。)

保育園 [係相当]

渡田・大島・小田・新町・東小田・藤崎
古川・北加瀬・小倉・河原町・南加瀬・南河原・小向・夢見ヶ崎
平間・中丸子・中原・下小田中・ごうじ・西宮内
橘・蟹ヶ谷・野川・西高津・津田山・上作延・梶ヶ谷
向丘・有馬・菅生・南菅生・平・中有馬・馬絹・土橋
生田・菅・東中野島・土渕・南生田
上麻生・高石・虹ヶ丘・下麻生・白山保育園
大島・平間・向丘・生田乳児保育園

- (1) 園の維持管理
- (2) 乳児及び幼児の保育

道路公園センター

管 理 課

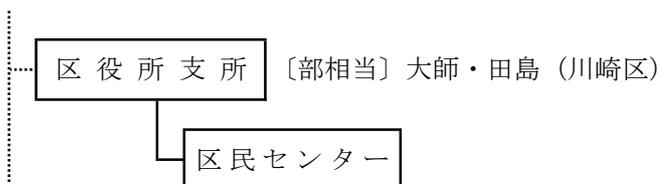
庶務係、利用調整係、財産管理係

- (1) 課の市税外収入
- (2) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の不法占用対策及び処理
- (3) 道路、河川、水路、駅前広場、公園、緑地及び緑道の調査、許可（河川を除く。）及び指導
- (4) 屋外広告物の調査及び許可
- (5) 自転車等の放置防止対策
- (6) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の境界確認及び権原調査
- (7) 車両制限令
- (8) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の台帳並びに公図の閲覧
- (9) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の監視及び指導
- (10) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の承認工事
- (11) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の敷地処分に係る事前審査
- (12) 私道舗装助成
- (13) 開発行為及び土地区画整理事業に伴う道路及び水路の協議及び引継審査
- (14) 公園緑地管理運営協議会、公園緑地愛護会等との連絡調整

整 備 課

土木整備係、公園整備係

- (1) 道路及び駅前広場の維持補修の調査、計画及び調整
- (2) 水路事業の調査、計画及び調整
- (3) 道路、河川、水路、駅前広場、調整池、自転車等駐車場、保管場所、公園、緑地及び緑道の保全及び工事の実施計画、設計及び監督
- (4) 水門の操作及び維持管理
- (5) 災害復旧工事及び受託工事の設計及び監督
- (6) 宮前歩道橋の保全（川崎区役所に限る。）
- (7) 公園及び緑地内施設並びに街路樹（植樹帯を含む。）の維持管理
- (8) 公園緑地管理運営協議会、公園緑地愛護会等への支援、技術的指導及び助言



庶務係、地域振興係、保険年金係、国民健康保険収納係

- (1) 庁舎の維持管理
- (2) 統計調査
- (3) 支所及び地区健康福祉ステーション業務の案内
- (4) 区民の相談
- (5) 市政に関する陳情、要望等の受付及び処理
- (6) 広報及び広聴
- (7) 公共施設利用予約システムの利用者登録
- (8) 地域住民組織の振興
- (9) 青少年の健全育成
- (10) 市民活動の推進
- (11) 交通安全対策
- (12) スポーツの推進
- (13) センターの市税外収入
- (14) 戸籍
- (15) 住民基本台帳
- (16) 住民実態調査
- (17) 中長期在留者に係る住居地の届出
- (18) 特別永住
- (19) 電子署名に係る公的個人認証
- (20) 印鑑
- (21) 利用者識別カード
- (22) 自動車の臨時運行許可
- (23) 児童手当及び子ども手当
- (24) 災害遺児等福祉手当
- (25) 国民健康保険及び国民年金
- (26) 後期高齢者医療
- (27) 介護保険被保険者の異動
- (28) 埋葬、火葬及び改葬の許可
- (29) 市民葬儀葬祭券の交付
- (30) 町界、町名の改正及び地番整理に係る証明
- (31) 住居表示の証明
- (32) 児童及び生徒の就学事務
- (33) 重度障害者医療費助成
- (34) 小児医療費助成
- (35) ひとり親家庭等医療費助成

地区健康福祉ステーション〔部相当〕 大師・田島（川崎区）

管理係、保護第1係、保護第2係、保護第3係、保護第4係、
児童家庭係、高齢・障害係、介護保険係

- (1) 母子保健
- (2) 公害に係る補償等
- (3) 公的扶助費の給付
- (4) 各種給付券の交付
- (5) 福祉統計
- (6) 旧軍人恩給及び戦没者遺族援護
- (7) 日本赤十字社
- (8) 小災害の見舞金交付
- (9) 社会福祉団体との連絡調整
- (10) 生活保護の実施
- (11) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱い
- (12) 要保護者の更生指導
- (13) 民生委員及び児童委員
- (14) 児童の相談及び通告
- (15) 児童及び家庭についての調査、指導及び支援
- (16) 障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費並びに障害児相談支援給付費の支給の決定
- (17) 児童福祉法に基づく利用の調整等
- (18) 前14号から第17号までに掲げるもののほか、児童福祉の実施に関すること（児童相談所の所管に属するものを除く。）
- (19) 子ども・子育て支援法に基づく支給認定等
- (20) 身体障害者福祉の実施
- (21) 知的障害者福祉の実施
- (22) 母子福祉及び寡婦福祉の実施
- (23) 法外援護の実施
- (24) 家庭児童相談室の運営
- (25) 婦人保護更生相談
- (26) 老人福祉の実施
- (27) 老人援護
- (28) 介護保険